参 考

本制度における「障害者法定雇用率達成事業者」について

・本制度は、障がい者の雇用義務のない常時雇用する従業員が４３．５人未満の事業所も対象としています。

・それらの事業所は国の算定方式に従うと、障がい者を 1 人も雇用していなくても「不足数０人」となり、本制度に申請した従業員４３．５人未満の全ての事業所を「障害者法定雇用率達成事業者」として登録する不都合が生じます。

・この不都合を防ぐために、本制度では「法定雇用障害者数」の算定を次のとおり取り扱っています。

・以下の算定式で必要な障がい者数を求め、１人未満の端数を切り上げた人数以上の障がい者の

 雇用が必要です。（管轄の公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の算定方法は、1 人未満の端数は切り捨て。）

・そのため、「障害者雇用状況報告書」の障がい者の不足数が「０人」であっても、本制度では、達成事業者として登録することはできません。

# 【参考】

* 法定雇用障害者数の算定式

＝ ×

×

法定雇用障害者数

障がい者雇用率

（民間企業は２．３％）

企業全体の常用労働者の総数

（短時間労働者は０．５人）

* 本制度において必要な障がい者雇用人数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 常用労働者数 | 法定雇用障害者数（法律に基づく雇用義務） | 障害者法定雇用率達成事業者（本制度の配慮措置の対象） |
|  1 人～43人 | 雇用義務なし | 1 人 |
| 43.5人～86.5 人 | 1 人 | 2 人 |
| 87人～130人 | 2 人 | 3 人 |
| 130.5人～173.5人 | 3 人 | 4 人 |

短時間労働(週20時間以上30時間未満)の障がい者を雇用する場合は、0.5 人刻みとすることができます。

（例：従業員25 人の事業所で短時間労働の障がい者1 人を雇用している場合は、本制度の障者法定雇用率達成事業者となることができます）